

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月29日（平成30年（行情）諮問第175号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行情）答申第158号）

事件名：特定期間に財務省とやり取りした文書の名称が記載された文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月1日付け厚生労働省発総1101第8号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件請求に係わる経緯は以下です。

平成29年9月2日に行政文書開示請求

平成29年9月8日に厚生労働省から補正依頼文書の送付

平成29年9月11日に補正の場合は1か月程度の補正期間をとっていただくように厚生労働省に連絡

平成29年9月21日に厚生労働省に補正文書提出

平成29年10月18日に再度厚生労働省から補正依頼文書

平成29年11月1日に補正書が返送されなかったとして不開示決定

平成29年11月19日に補正期間が1ヶ月程度とっていただくよう事前に連絡していたため、開示決定を行って頂くように連絡。現時点まで開示決定はされていない。

事前に補正期間を1ヶ月程度必要であると申し上げていたにも関わらず、2週間未満の期間が補正期間として設定され、補正書の返送がなかったとして、不開示決定となっています。補正では、開示文書量が少なくなるように厚生労働省職員へのヒアリングや、関係法令等を調べるため、2週間未満の期間で効果的な補正は困難です。今回は私が出張していたこともあ

り、封筒を開封したときには補正期間が過ぎていました。また、開示文書量は1000枚以下になるようにこちらであらかじめ慎重に検討しており、包括的請求との指摘はあたりません。開示対象文書が万が一多くなっても、行政事務に支障を生じさせないように相談に応じると請求書等に記載しています。他省庁とやり取りした文書が特定できなければ、日常業務も困難であり、形式的に不備がある不適法な請求との指摘もあたりません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年9月2日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、平成29年11月1日付け厚生労働省発総1101第8号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成30年1月11日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成29年9月2日付けで、請求者が「平成27～29年に財務省とやり取りした文書の名称等が記載してある文書」の開示を求めたものである。

イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったことから、平成29年9月8日付け及び10月18日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

ウ しかし、平成29年9月8日付け補正依頼に対する請求者からの回答内容では文書を特定することは引き続き困難であり、改めて行った10月18日付け補正依頼に対して、請求者から回答はなく、補正に応じる意思は認められなかった。

したがって、法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同年11月1日付けで原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

請求者は処分庁に対して、「財務省との間でやり取りした文書の名称等が記載してある文書」の開示を求めているが、当該文書の名称

等をまとめた一覧表等は作成していない。

また、財務省と厚生労働省との連絡等は、特定の部署において一元的に管理しているものではなく、請求者が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は全ての部署において、その保有する文書が財務省に送付し又は財務省から取得した文書であるか否かを逐一確認しなければならない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続について

行政機関の長は、法4条2項の規定により開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。また、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の「財務省とやり取りした文書の名称等が記載してある文書」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため、請求者に対し、2度にわたり、相当の期間を定めて補正を求めており、2度目の補正依頼の際には処分庁の組織及び所掌する事務を示したうえで、補正を求めている。

このような経過を踏まえれば、処分庁において、文書を特定するために必要な手続は適正に行われたことが認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める行政文書の特定が不十分であり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月7日 審議
- ④ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 開示請求書における対象文書の特定について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3。以下同じ。）において、対象文書の特定について、以下の旨を説明する。

審査請求人は処分庁に対して、「財務省との間でやり取りした文書の名称等が記載してある文書（文書名称の一覧やまとめたもの等がなければ、やり取りした文書の先頭から10ページまでの開示）」の開示を求めているが、当該文書の名称等をまとめた一覧表等は作成していない。

また、財務省と厚生労働省との連絡等は、特定の部署において一元的に管理しているものではなく、審査請求人が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は全ての部署において、その保有する文書が財務省に送付し又は財務省から取得した文書であるか否かを逐一確認しなければならない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 当審査会において確認したところ、開示請求書には、別紙の1のとおり記載されている。

そこで検討すると、開示請求書に記載された文言だけでは、開示を求める文書が、厚生労働省のどの部署におけるどのような業務に関するものであるのかが不明であり、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められないとする諮問庁の説明は首肯でき、文書の不特定という形式上の不備があると認められる。

(2) 求補正の手続の妥当性について

ア 諮問庁は、理由説明書において、補正の経緯について、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったことから、平成29年9月8日付け及び同年10月18日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかし、平成29年9月8日付け補正依頼に対する審査請求人からの回答内容では文書を特定することは引き続き困難であり、改めて行った同年10月18日付け補正依頼に対して、審査請求人から回答はなく、補正に応じる意思は認められなかった。

したがって、法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、平成29年11月1日付けで原処分が行われたものである。

イ 当審査会において、諮問書に添付された上記アの処分庁から審査請求人に対して送付された求補正文書及び審査請求人から処分庁に対する回答文書を確認したところ、おおむね以下のとおりである。

(ア) 平成29年9月8日付けの求補正文書には、請求内容が包括的であり、審査請求人から断続的に行われている開示請求への対応も継続していること等から、請求する文書を特定する作業等により、行政事務の遂行に支障が生じることが想定されるとして、相当の期間（13日）を定めて、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を回答してほしい旨記載されている。

(イ) これに対する平成29年9月21日付けの審査請求人からの回答文書には、別紙の2のとおり補正する旨が記載されている。

(ウ) そこで、処分庁は、平成29年10月18日付けの求補正文書により、請求内容から文書を特定することは困難であるとして、厚生労働省設置法を参考として添付した上で、相当の期間（13日）を定めて、再度、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を回答してほしい旨依頼している。

(エ) これに対して、回答期限である平成29年10月31日までに審査請求人からの回答はなかった。

ウ そこで検討すると、処分庁は、1回目の求補正により、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について回答してほしい旨依頼しているところ、審査請求人からの平成29年9月21日付けの回答文書に記載された内容は、開示請求書に記載された内容と同様のものであり、厚生労働省のどの部署におけるどのような業務に関するものであるのかについては、依然とし

て不明であると認められることから、文書の不特定という形式上の不備は補正されなかったものと認められる。また、2回目の求補正においては、「厚生労働省設置法」を参考資料として送付している上、定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、回答期限までに審査請求人からの回答がなかったため、原処分を行ったとする諮問庁の説明は是認できることから、本件開示請求について処分庁が行った求補正の手続が不十分であるとはいえない。

(3)したがって、本件開示請求には、上記(1)のとおり、開示請求に係る文書不特定という形式上の不備があると認められ、上記(2)のとおり、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 開示請求書に記載された開示を請求する行政文書の名称等

平成27～29年に財務省とやり取りした文書の名称等が記載してある文書。（文書名称の一覧やまとめたもの等がなければ、やり取りした文書の先頭から10ページまでの開示をお願いします。電子ファイルの場合はページの限定は不要です。同じ名称の文書が複数ある場合は、日付が新しいものの開示をお願いします。（平成28年7月31日と平成29年7月31日の文書であれば、平成29年7月31日の文書の開示をお願いします。）

2 平成29年9月21日付け文書に記載された請求する行政文書の名称等

平成27～29年に財務省とやり取りした文書の名称等が記載してある文書。（文書名称の一覧やまとめたもの等がなければ、やり取りした文書（名称が付されていない文書含む）の先頭から10ページまでの開示をお願いします。電磁的記録の場合はページの限定は不要です。同じ名称の文書が複数ある場合は、日付が新しいものの開示をお願いします。（平成28年7月31日と平成29年7月31日の文書であれば、平成29年7月31日の文書の開示をお願いします。）同じ日付で同じ名称の文書が複数存在する場合は、行政文書ファイルにある先頭の文書の開示をお願いします。）